等に関する規則◎電話異性紹介営業利用カードの販売等の届出

改正 平成十七年十月二十一日 公安委員会規則第十二号平成十四年三月八日 公安委員会規則第三号

超上

(販売の届出書)

- 記様式第一号のとおりとする。第二条条例第十七条の四第一項に規定する届出書の様式は、別
- ならない。
 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければ
- っては、外国人登録証明書の写し) 届出者が個人である場合には、住民票の写し(外国人にあ
- びに役員に係る前号に掲げる書類届出者が法人である場合には、定款及び登記事項証明書並

(中止又は変更の届出書)

- 様式第三号のとおりとする。別記様式第二号のとおりとし、変更に係るものにあっては別記断記様式第二号のとおりとし、変更に係るものにあっては話異性紹介営業利用カードの販売の中止に係るものにあっては第三条 条例第十七条の四第二項に規定する届出書の様式は、電
- (届出書の提出) る書類のうち、当該変更に係るものを添付しなければならない。 の最出書のうち変更に係るものには、前条第二項に掲げ
- を経由して提出しなければならない。の所在地(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販の所在地(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販第四条 第二条又は第三条の届出書は、当該届出書に係る販売所
- 同時に二以上の販売所(自動販売機による電話異性紹介営業利用カードの販売等にあっては、当該同一の内容となるものについては、一部をこれらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうちらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうちらの届出書に添付しなければならないこととされる書類のうちの居出書に添付しなければならないこととされる書類のうちのについては、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとかる。

(身分を示す証明書)

証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。 第五条 条例第二十五条第四項に規定する警察職員の身分を示す

附則

この規則は、公布の日から施行する。附 則(平成十七年十月二十一日公安委員会規則第十二号)この規則は、平成十四年四月一日から施行する。